

温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業(エネ特)

160百万円(50百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

6%削減約束を達成するため、更には、第一約束期間以降も見据えた低炭素社会の構築のために、対策・施策の一層の強化が必要である。福田内閣総理大臣スピーチ(平成20年6月9日)にある、2050年までに現状から60~80%の削減を達成するためには、長期的・継続的に排出削減を行う必要があり、その手段として、国民や事業者の自らの活動に伴う温室効果ガス排出量等について見える化・指針化を図り、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革につなげることが重要である。

本事業では、商品やサービスの製造等に伴う温室効果ガス排出量を定量的に消費者に示す「見える化」の実現のための検討を行うとともに、地球温暖化対策推進法第21条に規定する排出抑制等指針の更なる拡充を図る。

2. 事業計画

(1) 温室効果ガス排出量見える化推進事業(平成20~22年度)

平成20年度に策定する、商品やサービスの製造・使用段階等における温室効果ガス排出量の算定等に関するガイドラインを踏まえ、平成21年度から「見える化」に関する試行的実験を行うことを目指す。

(2) 排出抑制等指針策定事業(平成20~21年度)

排出抑制等指針において示している、排出抑制のためのメニューや、業種別の原単位による、事業者が達成することが望ましい水準の更なる拡充等を行う。

3. 施策の効果

温室効果ガスの排出量等について見える化・指針化を進めることを通じて、事業者や国民の温室効果ガス排出削減に対する意識を変革し、具体的な行動を惹起させることにより、あらゆる部門の温室効果ガス排出量を削減する。

4. 備考

(内訳) 温室効果ガス排出量見える化推進事業

60百万円

排出抑制等指針策定事業

100百万円

温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業

排出抑制等指針の策定

事業に伴う温室効果ガス排出抑制のための指針

排出抑制の対策メニュー

- ・機器、設備等 (ex 高効率の冷暖房機器、製造施設等の導入)
- ・その使用方法 (ex コンピュータ等オフィス機器、照明等の使用方法改善)

排出原単位の望ましい水準

日常生活に関する排出抑制のための指針

国民に期待される取組

- ・事業者に求められる措置
- ・期待される製品・サービスや情報提供の在り方 (ex 省エネ製品の開発、CO2見える化)
- ・国民の取組を支援するサービス (ex エコポイント等国民の取組を支援する新しいサービス)

◆ 検討スケジュール

- 平成20年度
- 7月2日 温室効果ガス排出抑制等指針検討委員会(第1回)開催
- 7月～8月 アンケート調査の実施
- 9月 実態調査結果のとりまとめ、指針への反映の検討
- 9月～10月 排出抑制等指針案のとりまとめ
- 12月中旬 関係省庁と調整の上、排出抑制等指針策定
- 平成21年度
- 指針の拡充、削減効果の検証等

見える化の推進

温室効果ガス排出量「見える化」推進戦略会議

「見える化」を行う対象商品、サービスの選定

例：家庭全体における排出量、スーパー等での購入品に係る排出量、各種イベントの実施に伴う排出量

- ✓ 温室効果ガス排出量の算定方法の検討
- ・産業連関表の活用など、目的に応じた計算方法の使い分け
- ✓ 温室効果ガス排出量の表示方法の検討
- ・インターネットを通じた表示、商品への添付等の中から、効果的な表示方法の選択
- ✓ 温室効果ガス排出量の活用方法の検討
- ・環境家計簿・カーボンオフセット等の活用

アンケート調査等の実施、「見える化」された商品・サービスの普及啓発

対象商品・サービスのCO2排出量の計算・表示・活用方法のガイドライン化

- 「見える化」対象商品・サービスの拡大
- 試行的実験の実施

- エネルギーの「見える化」
- ・ 電気・ガス事業者の情報提供に関する検討等

平成20年度

平成21年度

